

Ⅲ これまでの閣議決定

公的年金制度の改革について

〔 昭和 5 9 年 2 月 2 4 日 〕
閣 議 決 定

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和 5 9 年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。

(1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。

なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。

(2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。

2. 昭和 6 0 年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改革を行う。

3. 上記 1 及び 2 の改革は、昭和 6 1 年度から実施する。

4. 昭和 6 1 年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和 7 0 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

公的年金制度の再編成の推進について

〔平成8年3月8日〕
閣議決定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
 - (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。
 - (3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。
3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。
4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年 3 月 16 日〕
閣 議 決 定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
- (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う、また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。